

令和5年度「スポーツの日」施設無料開放要領（県総合運動公園・県体育館）

県教育庁スポーツ指導センター

施設名	ひなた宮崎県総合運動公園				宮崎県体育館
区分	水泳の部	庭球の部	遊びの部	武道の部	卓球・バドミントンの部
日時	令和5年10月9日（月・祝） 午前9時から正午まで、午後1時から4時まで				
場所	①室内プール	②庭球場（12面）	③運動広場（A、B）	④ひなた武道館 （一部施設）	⑤本館・別館
受付要領	○ 室内プールの玄関ロビー ○ 利用者名簿に氏名等を記入する。	○ テニス運営棟 ○ 利用者名簿に氏名等を記入する。	○ 使用にあたっての受付は 必要ない。	○ 各道場の入口付近 ○ 利用者名簿に氏名等を記入する。	○ 体育館事務室 ○ 利用者名簿に氏名等を記入する。
注意事項等	<p>1 注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 未就学児は、水泳のできる保護者同伴で入水すること。 ○ 遊具の使用は一切できない。 ○ 水泳は、生命の危険を伴うため注意事項及び係員の指示に従うこと。 ○ 更衣室のロッカーを使用するときは、100円硬貨を必要とし開錠の時に返金される。 ○ 利用者が多い場合は、入場を制限することがある。 ○ 水泳場の使用規則を守ること。 	<p>1 コート及び使用時間</p> <p>上記の時間内で1グループ1コートとし、1時間単位とする。</p> <p>2 注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 靴は、テニスシューズに限る。 ○ 用具（ラケット、ボール等）の貸出しは行わない。 ○ 庭球場の使用規則を守ること。 	<p>1 注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 団体による占有使用はできない。 ○ 時間内は、自由に使用してよい。 ○ 金属製スパイクシューズの使用はできない。 ○ 諸用具の貸出しは行わない。 ○ 運動広場の使用規則を守ること。 	<p>1 注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 開放種目は、武道のみとする。 ○ 開放施設は、相撲場、柔道場、近似的弓道場とする。 ○ 中学生以下は、指導者もしくは保護者同伴とする。 ○ トレーニングルームは、通常運営とする。（有料） ○ 県武道館の使用規則を守ること。 	<p>1 注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 用具（ラケット、ボール、羽根等）の貸出しは行わない。 ○ 体育館シューズを使用すること。 ○ 県体育館の使用規則を守ること。

※ 県総合運動公園駐車場は終日無料開放となります。（県体育館駐車場は通年無料です。）